

医政総発0226第1号
平成26年2月26日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の
是正等に関する特別措置法の遵守の徹底について

標記につきまして、平成25年12月26日付け医政総1226第1号厚生労働省医政局総務課長通知「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について」により、貴管下の関係機関等への周知、指導等をお願いしたところです。

今般、一部の医療機関において、平成26年4月の消費税率引上げ等に対応するため、診療材料等を納入する事業者に対して、一律に3%以上の納入価格引下げを要請し、その一部を受け入れさせる事案が発生し、公正取引委員会の指導が行われました。

貴職におかれましては、貴管下の関係機関等に対し、上記の通知の内容について改めて御周知いただくとともに、法の遵守について適切に御指導いただきますようお願いいたします。（別添資料「地方公共団体が設置する病院等の関係団体に対する要請について」を御参照ください。）

なお、本通知と同日付けで、厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「医薬品等に係る消費税率引上げへの対応等について」を都道府県、保健所設置市及び特別区あてお送りしておりますので、併せて御配慮いただきますようお願いいたします。